

## 宿泊施設等の防火安全対策に係る指導要領

(全部改正 平成30年3月12日発消予第92号)

(最終改正 令和2年3月24日発消予第94号)

### (趣旨)

第1条 この要領は、旅館業施設（旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けて、旅館業を営む又は営もうとする施設をいう。以下同じ。）及び届出住宅（住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出を行い、住宅宿泊事業を営む又は営もうとする住宅をいう。以下同じ。）の防火安全対策を推進するため、必要な事項を定めるものとする。

### (旅館業施設に対する指導)

第2条 消防署長（以下「署長」という。）は、旅館業施設の関係者（宿泊者を除く。以下同じ。）に対し、消防法令の規定によるほか、次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) 宿泊者の本人確認及び人数確認を行う際に、面接の方法により、当該宿泊者に対し、次に掲げる事項を説明すること。
    - ア 火災を発生させる可能性がある器具等の適切な使用方法
    - イ 火災が発生したときに適切に対応するために必要な事項
  - (2) 前号の説明は、文書、図面等を用いることにより分かりやすいものとすること。
  - (3) 第1号に掲げる事項を記載した書面等を、宿泊者が見やすく、かつ、火災が発生したときに速やかに確認できる箇所に掲示その他の適切な方法により備え付けること。ただし、宿泊者が宿泊する間、当該旅館業施設の関係者が不在とならない場合は、この限りでない。
  - (4) 前3号の規定は、必要に応じて外国語を用いた措置を講じること。
  - (5) 消火器を設置すること。
  - (6) 火災通報装置を設置すること。
  - (7) 宿泊者が使用するガスこんろ、電磁誘導加熱式調理器具その他のこんろは、調理油過熱防止装置、立ち消え安全装置その他の火災の発生を未然に防止するための安全装置を備えるものであること。ただし、宿泊者がこんろを使用する間、当該旅館業施設の関係者が不在とならない場合は、この限りでない。
  - (8) 災害発生時に、消防職員に対し宿泊者名簿等による情報提供を速やかに実施すること。
- 2 署長は、予防規程第2条第5号に規定する法8条適用対象物である旅館業施設の関係者に対し、防火管理上必要な業務として、次に掲げる事項を指導するものとする。
- (1) 宿泊者が宿泊する間、従業員等が駐在し、当該従業員等が火災等災害発生時に迅速に初動措置を実施できる体制（以下「駐在体制」という。）とすること。
  - (2) 消防法第8条第1項に規定する消防計画に、駐在体制による自衛消防組織に関する事項を記載すること。

3 署長は、前項に規定する旅館業施設において、宿泊者が宿泊する間、従業員等が駐在していないことを覚知した場合は、速やかに予防部予防課及び保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センターに情報提供するものとする。

(届出住宅に対する指導)

第3条 前条第1項（第3号ただし書を除く。）の規定は、届出住宅について準用する。この場合において、同条中「旅館業施設」とあるのは「届出住宅」と、同条第1号中「面接の方法により」とあるのは「面接の方法を原則として」と読み替えるものとする。

(法令違反の疑いがある宿泊施設に対する情報共有)

第4条 法令違反の疑いがある宿泊施設（「法令違反の疑いがある宿泊施設の指導等に係る関係課の連携について」（平成27年11月26日 安心・安全の建築・まちづくり庁内ネットワーク会議 旅館・ホテルに対する査察及び指導実務者会議）（以下「連携申合せ」という。）における対象施設。以下「対象施設」という。）を新たに認めた際の保健福祉局及び都市計画局（以下「関係部局」という。）との情報共有については、連携申合せ及び次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 京都市火災予防規程第8条の規定により査察を行う消防職員（以下「査察員」という。）は、査察その他の方法により、担当する査察対象物（同規程第2条第4号に規定する査察対象物をいう。）において対象施設を認めたときは、連携申合せの別記様式「法令違反の疑いがある宿泊施設に係る連絡表」（以下「連絡表」という。）を作成し、速やかに対象施設を管轄する署長に報告すること。
- (2) 前号の報告を受けた署長は、速やかに関係部局及び予防部予防課査察係長へ府内メールにより連絡表を送付し情報提供すること。
- (3) 前2号によるほか、署長は、関係部局から連絡表を受領したときは、当該連絡表に記載されている対象施設に関して保有している情報を追記し、速やかに関係部局及び予防部予防課査察係長へ送付すること。
- (4) 署長は、査察員が対象施設に対し消防法令に係る指導を行ったとき、当該指導が完了したとき、その他必要と認めるときには、関係部局及び予防部予防課査察係長に情報提供すること。

(補則)

第5条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。